

社会福祉法人飯山市社会福祉協議会  
地域の居場所づくり活動助成金 交付要綱

1 目的 近年、社会情勢の変化とともに価値観の多様化や地域住民同士のつながりの希薄化などにより、日常生活や社会生活において孤立や孤独を感じる方が増えつつあります。  
こうした方々を誰ひとり取り残さない支え合いのまちづくりを推進するため赤い羽根共同募金を財源として飯山市内において、子どもから高齢者・障がいを抱える方・子育て中の方・生活に課題を抱える方等のあらゆる人が気軽に参加でき、安心して過ごすことのできる地域の居場所活動を行う個人または団体に対して助成を行うことを目的とします。

2 助成期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日  
(交付申請は通年で受け付けるものとする)

3 実施主体 社会福祉法人飯山市社会福祉協議会

4 対象者 地区や集落等に根差した居場所活動を目的としている個人または団体

5 対象事業 次の全てに該当する事業とする。

(1) 特定の者を対象とせず、誰でも自由に入出入りすることができる事業  
(例 子ども食堂、多世代交流の場など)

(2) 年間を通じて計画的に5回以上開催される事業

但し、次に該当する事業は対象外とする。

(1) 特定の趣味やスポーツ等の習い事やサークル活動

(2) 営業、営利、勧誘等を利用目的とした事業

(3) 国、県または市の補助金を受けた事業及び国、県、市等の外郭団体から助成金を受けた事業

(4) 分担金、負担金の支出に限られる事業

(5) 宗教関連事業、政治関連事業及び公序良俗に反する事業

6 対象経費 対象事業に要する経費のうち、次の表に掲げるものとする。

対象となる経費	対象とならない経費
<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動に関わる経費(事務消耗品・損害保険料)</li> <li>・活動に関わる連絡などの郵送料など</li> <li>・活動に関わる催し等の材料費</li> <li>・外部講師などに対する謝礼金</li> <li>・会場借用料</li> <li>・絵本、スポーツ用品、玩具など</li> <li>・ポスター・広報紙・パンフレットなどの作成費用</li> <li>・写真プリント代</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・懇親会費</li> <li>・交際費</li> <li>・慶弔費</li> <li>・賃金、日当等人件費</li> <li>・積立金</li> <li>・旅費・ガソリン代</li> <li>・備品購入費</li> <li>(パソコン・コピー機など日常的に使用する物品)</li> </ul>

\* 玩具等については個人所有としないこと

- 7 助成金額 年間の活動実績に応じて上限30,000円まで助成する。  
また、助成金の交付決定を受けた事業がやむを得ない事由により実施されず、年間の活動回数が5回に満たなかった際は、その妥当性が認められる場合に限り、活動実績に応じた助成を受けることができる。但し、助成金の上限額は次のとおりとする。

活動回数	助成上限額
0回～2回	交付決定額の0%（助成なし）
3回	交付決定額の60%
4回	交付決定額の80%

- 8 申請方法 申請者は事業実施前に社会福祉法人飯山市社会福祉協議会へ助成金申請書、事業計画書及び予算書を提出する。
- 9 交付決定 提出された申請書等を内部で審査のうえ、助成の可否を決定し、交付決定通知書により申請者に通知する。
- 10 助成方法
- ・助成額は事業終了後の実績報告書に基づき確定し清算することとする
  - ・事業が終了したときは、速やかに所定の報告書に次に掲げる書類を添えて、飯山市社会福祉協議会へ提出するものとする
    - ①事業報告書
    - ②事業収支決算書
    - ③事業実施に伴う経費に係る領収証の写し等
    - ④事業の活動状況が分かる写真、広報誌等の資料
- 11 留意事項
- ・交付決定前に開催された事業は助成の対象とならない
  - ・交付決定を受けた者は公共的な事業として、さまざまな方の目に留まるよう可能な限り広範に周知するよう工夫すること
  - ・対象事業が赤い羽根共同募金の助成を受けていることを明示すること
    - 例 チラシや広報誌に「この活動は赤い羽根共同募金の助成を受けています」等の記載をする